

目次

第1篇 JRの運賃・料金

Introduction 1：はじめに

No.1：JR運賃・料金 ①（運賃と料金、乗車券類の発売時期、年齢区分）

No.2：JR運賃・料金 ②（運賃の算出）

No.3：JR運賃・料金 ③（運賃計算の特例）

No.4：JR運賃・料金 ④（運賃の割引）

No.5：JR運賃・料金 ⑤（料金の種類）

No.6：JR運賃・料金 ⑥（料金計算の例外）

番外：山陽・九州新幹線、東北・北海道新幹線の料金

No.7：JR運賃・料金 ⑦（乗継割引）

No.8：JR運賃・料金 ⑧（団体旅客の取扱い） 本資料に掲載

No.9：JR運賃・料金 ⑨（乗車券類の有効期間）

No.10：JR運賃・料金 ⑩（乗車券類の払戻し）

No.11：JR運賃・料金 ⑪（乗車変更、運行不能、列車の遅延、乗車券類の紛失）

第2篇 貸切バスの運賃・料金計算

No.12：貸切バスの運賃・料金

第3篇 宿泊料金の計算

No.13：宿泊料金の計算

第4篇 フェリーの運賃・料金計算

No.14：フェリーの運賃・料金の計算

第5篇 国内航空の運賃・料金の計算

No.15：国内航空の運賃・料金 ①（航空運賃と航空券の規則）

No.16：国内航空の運賃・料金 ②（さまざまな航空運賃）

No.8 : JR運賃・料金⑧ (団体旅客の取扱い)

ここまででは、個人で JR を利用する場合の規則を紹介しました。

これ以外に JR の規則には、一定数以上の乗客が対象の団体旅客に関する規則があります。

ここではこれらを解説します。

1. 団体の種類

団体には次の 3 種類があります。

a. 学生団体

JR が指定した学校の学生・生徒・児童等が**8人以上**とその付添人、教職員（嘱託している医師や看護師を含む。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。

学生等だけでは学生団体ではありません。付添人等が必要です。

b. 訪日観光団体

訪日観光客 **8人以上**又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む）とによって構成された団体で、責任のある代表者が引率するもの。

c. 普通団体

上記以外の旅客によって構成された**8人以上**の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

※ただし、各団体ともに 8 人に達しない場合であっても、不足分の団体運賃・料金を支払えば、団体として取り扱うことができます。

また、上記とは別に旅客輸送上の区分として次の種類があります。

ア. 大口団体

専用臨時列車を一つの団体だけで利用する場合の団体旅客

イ. 小口団体

i) A小口団体：31 人以上の人員によって構成された団体旅客

ii) B小口団体：8 人以上 30 人までの人員によって構成された団体旅客

2. 団体旅客運送

a. 申込み

団体乗車券を購入しようとする旅客は、以下に掲げる期間に、人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行います。

① 大口団体は、当該団体の始発駅出発日の **9 カ月前**の日から 2 カ月前の日まで

② 小口団体は、当該団体の始発駅出発日の **9 カ月前**の日から 14 日前の日まで

b. 責任人員

責任人員とは、実際の乗車人員数がこの人数に達しないときでも、行程の全区間について団体旅客運賃・料金を収受することができる人員数をいいます。「しぼり」をかけるわけです。

① 大口団体など、旅客車を団体専用として扱う場合は、グリーン車や寝台車などの1両ごとに設定されている人員数の**9割**が責任人員です。

② その他の団体の場合は、申込人員の**9割**が責任人員です。

《例》**100人**で申し込んで、実際に乗車したのが 50 人であっても、運賃・料金は **90人**分支払う必要があるということ。

c. 保証金

保証金とは、団体旅客運送引受けの内容によって計算した団体旅客運賃の**1割**に相当する額で、これを収受することが運送引き受けの条件となっています。

引受後に団体旅客運送の申込みを取り消しても、これは返還しません。

また、**指定券を必要**とする小口団体については、**指定保証金**を収受することを条件として、運送の引受けを行います。

指定保証金とは

申込人員の9割に相当する人員（1人未満のは数は切り捨て。）1人につき300円とし、団体旅客運送の申込みを取り消しても返還しません。

（例）申込人員が45人の場合

$$45 \times 0.9 = 40.5 \text{ 人} \rightarrow 40 \text{ 人} \quad 40 \text{ 人} \times 300 \text{ 円} = 12,000 \text{ 円}$$

3. 団体旅客運賃・料金

a. 運賃の割引

① 団体旅客運賃は、団体の種類により以下のように割引率が分かれています。

団体を構成するメリットは、まず運賃が割引かれることです。

団体の種類	利用期間		割引率
普通団体	第1期	1月1日～10日、3月～5月（JR北海道は～4月）、7月～8月、10月、12月21日～31日	1割
	第2期	上記以外	1割5分
訪日観光団体	通年		1割5分
学生団体	大人	通年	5割
	小児		小児運賃から3割
	教職員等		3割

② 普通団体の行程のうち、乗車日の**いずれかが第2期**に該当する場合は、**全行程に対して第2期**の割引率を適用します。

（例）普通団体のJRの利用日が、8月31日（第1期）と9月1日（第2期）であるときは、2日間ともに運賃は**第2期**の割引率（1割5分引）を適用します。

b. 無賃扱い人員

次に、一定人数以上の団体には、運賃・料金を収受しない人数が定められています。これを無賃扱いといいます。
学生団体には無賃扱いの制度はありません。

無賃扱い人数			
普通団体		訪日観光団体	
31人以上～50人まで	1人	15人以上～50人まで	1人
51人以上～100人まで	2人	51人以上～100人まで	2人
以降	50人ごとに1人増	以降	50人ごとに1人増

（例）100人の団体の場合、運賃・料金は（100人－2人＝**98人分**）を支払います。

c. 不乗通算区間

観光バスの利用などで、旅行行程中の**一部区間**をJRに乗車しない団体旅客に対し、JRが**承諾**した場合は、**当該区間を通した**（JRに乗車した）団体乗車券を発売することがあります。

(例) 普通団体が、浜松～豊橋間で JR から不乗通算の承認を受けた場合

東京 —— (JR) —— 浜松 - - - 観光バス - - - 豊橋 —— (JR) —— 大阪
 営業キロ：257.1 キロ 営業キロ：36.5 キロ 営業キロ：262.8キロ

上の行程では、1人あたりの無割引の運賃は $257.1 + 36.5 + 262.8 = 556.4$ キロで、8,910円になります。ここから期により1割又は1割5分が割引になります。

(不乗通算の規則がないときは、 $4,510円 + 4,840円 = 9,350円$)

d. 具体例

① 大人 10 名の普通団体が以下の行程を旅行するときの運賃・料金

■通常期、第1期

東京 —— (北陸新幹線：あさま指定席) —— 軽井沢
 運賃：2,640円 特急料金：3,380円

- ・1人あたりの運賃： $2,640円 \times (1 - 0.1) = 2,376円 \rightarrow 2,370円$
- ・1人当たりの料金：3,380円 団体割引は料金には適用されません。
- ・全員分の運賃： $2,370円 \times 10名 = 23,700円$
- ・全員分の料金： $3,380円 \times 10名 = 33,800円$

② 大人 35 名の普通団体が以下の行程を旅行するときの運賃・料金

1日目：第1期、通常期 大阪 —— (特急サンダーバード指定席) —— 金沢
 運賃：4,840円 特急料金 2,950円

2日目：第2期、閑散期 芦原温泉 —— (特急サンダーバード指定席) —— 京都
 運賃：3,080円 特急料金(通常期)：2,730円

- ・1人あたりの運賃： $(4,840円 + 3,080円) \times (1 - 0.15) = 6,732円 \rightarrow 6,730円$
- ・1人あたりの料金： $2,950円 + 2,730円 - 200円 = 5,480円$ 2日目は閑散期です。
- ・全員分の運賃： $6,730円 \times (35名 - 1名) = 228,820円$
- ・全員分の料金： $5,480円 \times (35名 - 1名) = 186,320円$ 無賃扱いは料金にも適用します。

[Check Test No.9]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 学生団体は、学生や生徒等と教職員等からなる団体である。()
- (2) 普通団体は、旅客が10名以上から割引が適用になる。()
- (3) 専用臨時列車を一つの団体だけで利用するときの団体は大口団体に分類される。()
- (4) 団体は当該団体の始発駅出発日の6カ月前から運送の申込みができる。()
- (5) 指定保証金は、申込人員の9割に相当する人員(1人未満のは数は切り捨て。)1人につき300円である。()

- (6) 普通団体の第2期の割引率は2割である。()
- (7) 普通団体の第1期の割引率は1割である。()
- (8) 普通団体の無賃扱いは、構成員が31人から適用される。()
- (9) 訪日観光団体の無賃扱いは、構成員が31人から適用される。()
- (10) 学生団体には無賃扱いの適用はない。()
- (11) 大人40名の普通団体が《資料》の行程を旅行するとき、全員分の運賃の計算式は、次のとおりである。()

$$(6,050 \text{ 円} + 7,480 \text{ 円}) \times (1 - 0.15) = 11,500.5 \text{ 円} \rightarrow 11,500 \text{ 円}$$

$$11,500 \text{ 円} \times (40 \text{ 名} - 1 \text{ 名}) = 448,500 \text{ 円}$$

- (12) 大人40名の普通団体が《資料》の行程を旅行するとき、全員分の特急料金の計算式は、次のとおりである。()

$$5,360 \text{ 円} + 5,370 \text{ 円} - 200 \text{ 円} = 10,530 \text{ 円}$$

$$10,530 \text{ 円} \times 40 \text{ 名} = 421,200 \text{ 円}$$

《資料》

1日目：第1期／通常期	東京	————— (新幹線はやぶさ指定席) —————	仙台
			運賃：6,050円 特急料金 5,360円
2日目：第2期／閑散期	一ノ関	————— (新幹線やまびこ指定席) —————	上野
			運賃：7,480円 特急料金 (通常期)：5,370円

Check Test 解答・解説 No.9

- (1) ○：学生団体は学生だけでは構成できません。必ず**教職員等**が必要です。
- (2) ×：普通団体は旅客が**8名以上**が原則です。例外として、すべての団体は8人未満であっても8名分を支払えば、割引を適用できます。
- (3) ○：専用臨時列車を一つの団体だけで利用すれば大口団体になります。
- (4) ×：団体の運送申込みは始発駅出発日の**9ヵ月前**の日からである。
- (5) ○：指定保証金の意味は設問の通りです。
- (6) ×：普通団体の第2期の割引率は**1割5分**です。
- (7) ○：普通団体の第1期の割引率は1割です。
- (8) ○：普通団体の無賃扱いは31人から適用されます。
- (9) ×：訪日観光団体の無賃扱いは**15人**から適用されます。
- (10) ○：無賃扱いは普通団体と訪日観光団体に適用され、学生団体には適用されません。
- (11) ○：行程が第1期と第2期にまたがっていますので、全行程に**第2期**の割引率(**1割5分**)を適用します。
また、**31人以上**であるため無賃扱いも適用します。
- (12) ×：特急料金にも無賃扱いが適用されるため、(40名**-1名**=39名)の料金を支払います。